

令和7年度 第1回

羽幌町国民健康保険運営協議会

議 案

報 告 第 1 号

羽幌町国民健康保険運営協議会委員の選任について

(内容説明)

酒井宏幸氏より、令和7年5月31日の任期満了をもって辞任する旨の申し出があり、これを受理することといたしました。

国民健康保険法施行令第3条では被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員をもって協議会を組織し、委員の数は各同数とされています。

また、羽幌町国民健康保険条例第2条では、それぞれの定数を3名と規定されています。

今般、委員の補充を事務局において検討した結果、次のように選任することとなりましたので、ご報告いたします。

○ 被保険者を代表する委員

(退任) 酒井 宏幸 氏

(選任) 有野 直倫 氏

議 案 第 1 号

羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の 選出方法について

(内容説明)

委員の皆様には、令和7年6月1日からの任期につきましては留任、選任のご了承をいただいたところですが、改めて会長及び会長職務代理者を選出する必要がございます。

国民健康保険法施行令第5条において、協議会の会長は公益を代表する委員の中から選挙により選出する旨、規定されています。

会長の選出方法についてですが、当協議会ではこれまで会長及び会長職務代理者を選出する際は、慣例として事務局案を提案し、これを審議する方法をとっており、今般も同様の方法にて行いたい旨、提案いたします。

議 案 第 2 号

羽幌町国民健康保険運営協議会会長及び職務代理者の 選出について

(内容説明)

協議会会長及び会長職務代理の選出について、次のとおり事務局案を提案いたします。

(会 長)	上田 稔 氏
(会長職務代理)	森光 君代 氏

議 案 第 3 号

子ども・子育て支援納付金の新設に伴う賦課について

(内容説明)

別紙資料を参照願います。

子ども・子育て支援納付金新設に伴う賦課について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）及び介護納付金賦課額（介護分）の合算額であったが、令和8年度より、子ども・子育て支援納付金制度が新設され、当該納付金分について、被保険者より徴収することとなったため、子ども・子育て支援納付賦課額（子子分）を新たに追加するもの。

課税額

- ・ 所得割額 基礎控除後の総所得金額等に、100分の0.29を乗じた額
 - ・ 均等割額 被保険者一人当たり1,100円
- ※18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者は全額減額
- ・ 平等割額 世帯当たり1,000円
 - ・ 賦課限度額 30,000円

議 案 第 4 号

国民健康保険税賦課限度額の改正について

(内容説明)

別紙資料を参照願います。

国民健康保険税賦課限度額の改正について

国民健康保険税の賦課額は、基礎賦課額（医療分）、後期高齢者支援金等賦課額（支援分）、介護納付金賦課額（介護分）及び次年度から追加される子ども・子育て支援納付金賦課額（子子分）の合算額であり、それぞれが応益負担部分（被保険者均等割・世帯平等割）と応能負担部分（所得割）により構成されていますが、たとえ保険税負担能力がある世帯であっても、受益の限度と懸け離れた保険税が賦課されることは望ましくないとの考えから、医療分、支援分、介護分及び子子分のそれぞれについて、賦課額の上限（賦課限度額）が設けられています。

国は社会保障制度改革で「負担能力に応じた負担」を掲げており、中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額を引き上げ高所得層により多く負担を求める方針で、引き上げは5年連続となり、今回は、医療分で1万円引き上げ67万円、支援分と介護分は前年度同額で据え置き、新たに子子分が追加されたことから、全体で4万円引き上げ113万円とする案で、地方税法等が改正されています。

●地方税法等の賦課限度額の推移

	医療分	支援分	介護分	子子分	合計
平成21年度	47万円	12万円	10万円		69万円
平成22年度	50万円	13万円	10万円		73万円
平成23年度	51万円	14万円	12万円		77万円
平成26年度	51万円	16万円	14万円		81万円
平成27年度	52万円	17万円	16万円		85万円
平成28年度	54万円	19万円	16万円		89万円
平成30年度	58万円	19万円	16万円		93万円
令和元年度	61万円	19万円	16万円		96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円		99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円		102万円
令和5年度	65万円	22万円	17万円		104万円
令和6年度	65万円	24万円	17万円		106万円
令和7年度	66万円	26万円	17万円		109万円
令和8年度	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

羽幌町の賦課限度額についても、地方税法の改正と同様に中間所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、限度額に達する世帯の割合が高くなることへの対応として限度額の引き上げを行っており、現行の賦課限度額は次のとおりとなっています。

●羽幌町の賦課限度額の推移

	医療分	支援分	介護分	子子分	合計
平成21年度改正（平成22年度賦課分）	47万円	12万円	10万円		69万円
平成22年度改正（平成23年度賦課分）	50万円	13万円	10万円		73万円
平成23年度改正（平成24年度賦課分）	51万円	14万円	12万円		77万円
平成26年度改正（平成27年度賦課分）	51万円	16万円	14万円		81万円
平成27年度改正（平成28年度賦課分）	52万円	17万円	16万円		85万円
平成28年度改正（平成29年度賦課分）	54万円	19万円	16万円		89万円
平成30年度改正（平成31年度賦課分）	58万円	19万円	16万円		93万円
令和元年度改正（令和2年度賦課分）	61万円	19万円	16万円		96万円
令和2年度改正（令和3年度賦課分）	63万円	19万円	17万円		99万円
令和4年度改正（令和4年度賦課分）	65万円	20万円	17万円		102万円
令和5年度改正（令和5年度賦課分）	65万円	22万円	17万円		104万円
令和6年度改正（令和6年度賦課分）	65万円	24万円	17万円		106万円
令和7年度改正（令和7年度賦課分）	66万円	26万円	17万円		109万円

上記のとおり、羽幌町の賦課限度額の引き上げについては、条例改正後の翌年度賦課分から法定の賦課限度額を適用してきたため、国基準の1年遅れで適用となることが課題となっていました。令和4年度から国の法定賦課限度額の引き上げに合わせて、条例改正を行っています。

これらを踏まえ、令和8年度も国が法定賦課限度額を引き上げることから、地方税法等の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の賦課限度額の改正（案）

	医療分	支援分	介護分	子子分	合計
令和8年度改正（令和8年度賦課分）	67万円	26万円	17万円	3万円	113万円

議 案 第 5 号

5 割軽減・2 割軽減の判定所得の引き上げについて

(内容説明)

別紙資料を参照願います。

5 割軽減 ・ 2 割軽減の判定所得の引き上げについて

国は物価上昇等の経済動向を踏まえた対応として、5割軽減、2割軽減の判定所得を引き上げる方針であり、地方税法等の改正を行うとしています。

これらを踏まえ、本町では、地方税法等の改正に合わせ、次のとおり改正を行う予定です。

●羽幌町の軽減判定所得の改正（案）

	改正前	改正後
5 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>30万5千円</u> を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>31万円</u> を加算した金額以下
2 割軽減判定所得	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>56万円</u> を加算した金額以下	43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>57万円</u> を加算した金額以下

(概要資料)

1. 国民健康保険税賦課限度額の改正

区分	令和7年度 (現行)	令和8年度 (改正後)	差額 (引上げ額)
医療分	66万円	67万円	1万円
支援分	26万円	26万円	-
介護分	17万円	17万円	-
子子分(新設)		3万円	3万円
合計	109万円	113万円	4万円

2. 5割軽減・2割軽減の判定所得の引き上げ

【現行：令和7年度】

	基礎控除額	加算額
7割軽減基準額	43万円	
5割軽減基準額	43万円	30.5万円×(被保険者数)
2割軽減基準額	43万円	56万円×(被保険者数)

【改正後：令和8年度】

	基礎控除額	加算額
7割軽減基準額	43万円	
5割軽減基準額	43万円	31万円×(被保険者数)
2割軽減基準額	43万円	57万円×(被保険者数)

※基礎控除額は、世帯の給与・年金所得者が2人以上の場合は、
43万円+10万円×(給与・年金所得者の数-1)

※軽減は、平等割(世帯)と均等割(被保険者)の額が判定所得以下の
場合、その割合分が減額される。

報 告 第 2 号

令和 6 年度国民健康保険事業決算状況について

(内容説明)

令和 6 年度国民健康保険事業の決算について、令和 7 年第 9 回羽幌町定例議会にて認定された旨、報告いたします。

なお、決算の詳細につきましては、別紙決算書を参照願います。

R6年度 国民健康保険事業特別会計 決算書

《歳入》

		単位:円	単位:円	単位:円	
款		R5 決算額	R6 決算額	差引	令和6年度内訳
1	国民健康保険税	175,082,808	171,030,816	△ 4,051,992	・一般被保険者分 170,998,816円
					・退職被保険者分 32,000円
2	道支出金	542,345,758	471,890,215	△ 70,455,543	保険付費等交付金(普通交付金) 448,512,215円
					保険付費等交付金(特別交付金) 23,320,000円
					健康増進事業費道補助金 58,000円
3	寄附金	0	0	0	
4	繰入金	107,894,984	86,148,248	△ 21,746,736	・国保給付費等支払準備基金繰入金 0円
					・一般会計繰入金 86,148,248円
5	繰越金	61,744	0	△ 61,744	・前年度繰越金
6	諸収入	996,170	1,033,780	37,610	・延滞金 0円
					・雑入 1,033,780円
合計		826,381,464	730,103,059	△ 96,278,405	

《歳出》

		単位:円	単位:円	単位:円	
款		R5 決算額	R6 決算額	差引	令和6年度内訳
1	総務費	44,027,644	37,137,065	△ 6,890,579	
2	保険給付費	521,439,447	448,214,576	△ 73,224,871	
3	国民健康保険事業費納付金	242,002,000	221,484,000	△ 20,518,000	
4	保健事業費	18,005,067	19,580,562	1,575,495	・保健事業費 6,189,219円
					・特定健康診査等事業費 13,391,343円
6	諸支出金	907,306	902,105	△ 5,201	特別調整交付金返還金(過年度分) 0円
					国民健康保険税還付金(過年度分) 332,900円
					過年度分普通交付金返還金 569,205円
7	予備費	0	0	0	
合計		826,381,464	727,318,308	△ 99,063,156	

R6歳入		R6歳出		差額
730,103,059	-	727,318,308	=	2,784,751

※ 差額2,784,751円については、令和7年度国民健康保険事業予算へ繰り越し、羽幌町国民健康保険給付費等支払準備基金へ積み立ていたします。

国民健康保険事業特別会計決算書 補足説明資料

1 用語説明

国民健康保険事業の運営については、加入している被保険者の方々に納めていただく国民健康保険税（料）や保険給付費等交付金の収入をもって、被保険者の方々が医療機関を受診した際に生じる医療費（保険給付）や負担金などの支出を賄うのが原則ですが、実際には、羽幌町の一般会計からの繰入金や、北海道からの交付金などもあります。

決算書の内訳にある主要な用語については、以下のとおりとなります。

[特別会計]

特定の事業を行うにあたり、一般行政事務を担う一般会計とは別に収支を独立して管理するための会計のことです。独立させることで収支が明確となり、合理的に管理を行うことができます。国民健康保険では、特別会計を設置し事業の運営を行っています。

[国民健康保険税（料）]

国民健康保険事業を運営する財源のひとつです。国民健康保険の被保険者に納める義務が生じる負担金であり、国民健康保険の運営を行う保険者（市町村）が支出する保険給付費の財源を担っているものです。

国民健康保険事業を運営する保険者ごとに、保険料または保険税のどちらかを採用しており、羽幌町では税方式を採用しています。

従来では、各保険者が個別に運営し、国民健康保険税（料）を医療費等の財源としていましたが、平成 30 年度からの制度改正に伴い、北海道との共同での財政運営となったことから、国民健康保険税（料）は、北海道へ納める国民健康保険事業費納付金の財源となっています。

また、いままで保険者が個別で負担していた医療費等は、北海道から交付される保険給付費等交付金により賄っています。

[保険給付費等交付金]

北海道より交付される保険者の医療費負担を賄っている交付金です。国民健康保険事業が北海道との共同運営となった事により、保険者ごとに掛かった医療費をそれぞれが負担する方式から、全保険者で掛かった医療費を按分し負担する方式となりました。この制度の導入により、急激な医療費増加が及ぼす財政赤字のリスクが減少したり、国民健康保険税（料）が年度ごとで見ると均一的になる（平準化される）などのメリットがあります。

[国民健康保険事業費納付金]

保険者が北海道へ納める負担金です。全ての保険者が納めるこの負担金をもって、全保険者の医療費を賄っています。算定方法は、国のガイドラインに示された算定式を基本とし、所得や被保険者数、世帯数が全道に占める割合等を用いて算出されています。

[国保給付費等支払準備基金]

国民健康保険事業の運営の安定化を図るための基金です。急激な支出負担が生じ、収入では賄えない場合等に取り崩して国民健康保険事業の運営費に充てています。令和2年度から令和5年度までは、制度改革に伴い交付金の返還精算が生じたため、基金を取り崩して国民健康保険特別会計へ繰り入れを行っていましたが、現在は基金の取り崩しはなく、令和12年度から開始する北海道統一保険料への準備や、他の制度改革等により生じる財源不足の補填に対応するため、積み立てを行う方針としています。

2 令和5年度決算との比較

令和5年度国民健康保険事業特別会計と比較すると、全体的に収支の額が減少しています。国民健康保険被保険者の数が減少の傾向にあるため、収入にあたる国民健康保険保険税(料)の額や、主な支出要因となる国民健康保険事業費納付金が減少したものと推察されます。

歳出にある、保健事業費については、特定健康診査等事業費が前年度に比べ増額となっていますが、特定健康診査の未受診者に対する事業をより効果的に実施するために委託事業者を追加したものであり、増加した事業費の分は国からの交付金により賄っています。